

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

障がい者が本市で安心して生涯にわたり自分らしく生き生きと自立して充実した生活を送ることができるよう、新たに「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」を策定するとともに、身近な地域で暮らしを支援するサービスの安定的な確保を図るための「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」及び「第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」を一体的に策定し、障がいのある人が住み慣れた地域で、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりに取り組む。

2 計画の位置づけ

- ・「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」 ⇒ 本市の障がい福祉施策の基本的な方向を示し、事業の計画的な推進を図るための計画であり、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画
- ・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」 ⇒ 「第5次プラン」の実施計画であり、障がい福祉サービス及び障がい児福祉サービスの安定的な確保を図るための計画
- 第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画 ⇒ 障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害福祉計画・市町村障害児福祉計画

3 計画期間

- ・「第5次宇都宮市障がい者福祉プラン」 ⇒ 2018（平成30）年度～2023（平成35）年度（6年間）
- ・「第5期宇都宮市障がい福祉サービス計画」 ⇒ 2018（平成30）年度～2020（平成32）年度（3年間）
- 第1期宇都宮市障がい児福祉サービス計画

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

障がい者に係る施策の経緯

- 障害者基本法の改正（H23.8）
- 東京パラリンピックの開催（H32）
- 障害者虐待防止法の施行（H24.10）
- 第22回全国障がい者スポーツ大会の開催「いちご一会とちぎ大会」（H34）
- 障害者総合支援法の施行（H25.4）
- 第22回全国障がい者スポーツ大会の開催「いちご一会とちぎ大会」（H34）
- 障害者権利条約の批准（H26.2）
- 障害者差別解消法の施行（H28.4）
- 障害者総合支援法の3年後見直し及び児童福祉法の改正（H28.6）
- 障害者雇用率の改正（H30.4）

本市の障がい者手帳所持者（H28年度末）

- 身体障がい者手帳：15,035人
- 療育手帳：3,884人 ⇒ 3障がいともに
- 精神保健福祉手帳：3,276人 年々増加傾向

アンケート調査結果の概要

- 介護者は、約6割が家族で、そのうち約7割が女性で、4割超の年齢が60歳以上
- 今後の生活は、約1割が一人暮らしやグループホームでの生活を希望
- 「移動支援」・「短期入所」の利用者の3割以上が不満
- 就労支援で必要なことは、「職場の障がい者への理解」が約3割
- 障がい児への支援で必要なことは、「障がいの早期発見・早期療育」が6割以上と最も高い。
- 災害時の備えは、「特に対策を立てていない」が5割以上と最も高い。

関係団体意見交換会結果

- 本人の信頼できるジョブコーチや専任の上司をつける必要があり、長いスパンでケアできる体制が必要
- ワンストップで相談できるところが必要
- 移動支援を学校や施設の送迎でも利用できるようにすることが必要
- 親なき後などに備え、グループホームの充実が必要
- 差別や偏見を取り除くため、子どもが障がいへの理解を促進できる環境づくりが必要
- 乳幼児期は、障がい受容や身近な相談支援など保護者に対する支援が必要
- 医療的ケア児への支援が必要

第4次プランの評価

【基本目標1 生涯にわたり地域で安心して暮らせる環境づくり】

成果指標：将来の生活に不安を感じている障がい者の割合

H25実績：58.1%（目標値：48.0%） ⇒ 現状値：51.3%（達成率：93.5%）
⇒ 全体として順調であるが、引き続き、相談支援の充実や住まいの場の確保を図るなどにより、安心感を高められる施策の充実を図る必要がある。

【基本目標2 自分らしく生き生きと自立して暮らせる環境づくり】

成果指標：就労・製作活動・自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合

H25実績：62.6%（目標値：67.0%） ⇒ 現状値：65.4%（達成率：97.6%）
⇒ 全体として概ね順調であるが、一部やや遅れている取組も見られるため、ニーズに沿った外出支援サービスなどの充実を図る必要がある。

【基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい環境づくり】

成果指標：日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合

H25実績：66.6%（目標値：50.0%） ⇒ 現状値：62.9%（達成率79.4%）
⇒ 全体として概ね順調であるが、引き続き、障がいへの理解促進を図るなどにより、社会的障壁を取り除く施策の充実を図る必要がある。

第4期サービス計画の評価

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

①入所施設から地域生活への移行者数

H28進捗率 57.1%（やや遅れている）

②施設入所者の削減数

H28進捗率 75.0%（概ね順調）

⇒ 地域移行を進めるため、重度の障がい者を受け入れることができるグループホームなどの受け皿の充実を図る必要がある。

3 福祉施設から一般就労への移行等

①一般就労への移行

H28進捗率 104.4%（順調）

②就労移行支援事業の利用者数

H28進捗率 74.2%（やや遅れている）

⇒ 一般就労への移行者数は中核市で5位と上位であるが、今後も更なる就労支援の充実に取り組む必要がある。

2 地域生活支援拠点等の整備

①地域生活支援拠点数

H28進捗率—（やや遅れている）

⇒ 地域移行を進めるとともに、親なき後に備えた体制を確保するため、必要な機能を十分に検討した拠点等の整備を図る必要がある。

③就労移行支援事業所の就労移行率

H28進捗率 125.0%（順調）

課題の総括

1 障がい者の社会的自立の促進

- 自分の能力や適性を生かした就労支援の充実が必要
- 日中活動を充実し豊かな生活が送れるようスポーツ・文化芸術・社会参加活動等の参加への促進が必要
- 社会参加活動などが容易にできるよう外出・移動支援の充実が必要

2 障がい者の地域生活支援の充実

- 地域移行が促進されるよう、より効果的な相談支援体制の検討が必要
- 地域移行や親なき後（※1）を見据えた地域生活支援体制の構築が必要
- 安心した日常生活が送れるよう保健・医療・福祉サービス等の日常生活支援の充実が必要

※1…障がいを持っている子を親が介護している場合において、親が亡くなることにより、障がい者本人の生活・活動に支障が生じる状況。これらに対する不安解消に向けて、自立生活、意思疎通などの能力を高める必要がある。

- 幼少期から能力や可能性を伸ばせるよう障がい児の早期療育・教育体制の充実が必要
- 障がい児の健やかな育ちのため、安定的な障がい児サービスの提供や身近な相談体制の構築が必要
- 医療的ケア児（※2）が地域において必要な支援を円滑に受けられる体制整備が必要

※2…医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後に、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児

3 障がい者への理解や配慮の促進

- 社会的障壁を感じることがないよう周囲の理解や配慮の促進が必要
- 人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- 適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

基本理念

障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現

基本目標1 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現

障がい者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、就労や生産活動に取り組むほか、余暇活動や文化・芸術・スポーツへ参加するなど、社会を構成する一員として、より充実した社会生活を自分らしく生き生きと自立して送れる社会の実現を目指します。

成果指標
就労、製作活動、自立訓練などの日中活動をしている障がい者の割合
現状値 65.4% ⇒ 70.0% (2023 (平成 35) 年度)

基本目標2 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現

障がいのある子どもが健やかに成長できるよう乳幼児期から途切れのない一貫した支援を推進するほか、障がい者本人やその家族の高齢化や親なき後を見据えつつ、安心して生活ができるよう相談支援や住まいの場の充実を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

成果指標
将来の生活に不安を感じている障がい者の割合
現状値 51.3% ⇒ 40.0% (2023 (平成 35) 年度)

基本目標3 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現

障がい者が個性と人格を尊重され、社会的な障壁を感じることなく暮らすことができるよう、障がいへの理解促進などを図ることにより、社会や地域において適切な理解や配慮が確保されるほか、災害時に迅速な対応ができるよう、地域で支え合う体制の整備を図るなど、互いに尊重し支え合う社会の実現を目指します。

成果指標
日常生活において社会的障壁を感じている障がい者の割合
現状値 62.9% ⇒ 50.0% (2023 (平成 35) 年度)

リーディングプロジェクト

子育て・子育て支援プロジェクト

- 【対応すべき課題】
 - ・医療的ケア児などの重症児も安心して利用できるサービスの充実
 - ・保護者が就労できるような保育等のサービスや移動支援の充実
- 【取り組むべき施策事業】
 - ・通学・通所における移動支援事業の充実
 - ・福祉サービスにおける医療的ケア児の利用促進
 - ・居宅訪問型児童発達支援事業の実施
 - ・発達支援児保育・教育の推進 など

地域生活移行・継続プロジェクト

- 【対応すべき課題】
 - ・親なき後や地域移行の不安解消のための、相談体制の充実や保護者の理解促進、住まいの場や生活体験など機会の場の充実
- 【取り組むべき施策事業】
 - ・地域における相談体制の充実
 - ・グループホームの設置促進
 - ・住宅への円滑な入居の促進
 - ・地域における生活体験の促進 など

第4章 施策の方向と展開

基本目標1

基本施策1 就労支援の充実

施策指標
①一般就労への移行者数：71人⇒127人
②就労継続支援事業所における平均工賃月額：16,293円⇒20,000円

- ・障がい者職場定着支援の充実（拡充）
- ・障がい者就職サポートの推進（新規）
- ・工賃向上に向けた受注拡充取組の推進（新規）
- ・農業と福祉の連携の推進（継続） など

基本施策2 社会参加活動の充実

施策指標
①文化・スポーツ講座、交流活動に参加している障がい者数：23,340人⇒23,590人
②ボランティア養成講座受講者数：316人⇒349人

- ・全国障がい者スポーツ大会の開催（新規）
- ・ふれあいスポーツ大会の実施（継続）
- ・障がい者のアート作品コンクールの推進（継続） など

基本施策3 外出・移動支援の充実

施策指標
①外出・移動支援サービスに満足している障がい者の割合：51.2%⇒70.0%

- ・外出・移動支援サービスの充実（拡充）、通学・通所における移動支援の推進（新規）
- ・補助犬導入・利用の推進（継続）
- ・公共交通機関における利便性の向上（新規）、バス車両等のバリアフリーの推進（拡充） など

基本目標2

基本施策1 発達支援の充実

施策指標
①特別支援教育の推進において、一人一人の教育的ニーズを把握し、実態に応じた指導を実践している教員の割合：95.9%⇒100%
②計画相談支援を利用している障がい児の割合：35.0%⇒70.0%

- ・福祉サービスにおける医療的ケア児の利用促進（新規）
- ・学校組織の対応力強化と教員の指導力の向上（拡充）
- ・発達支援ネットワーク事業の充実（拡充） など

基本施策2 相談支援の充実

施策指標
①困っているときに相談できる人や場所を知っている障がい者の割合：95.9%⇒100%

- ・地域生活支援体制の整備（拡充）
- ・地域における相談支援体制の整備（拡充）
- ・難病患者に関する相談事業の推進（継続）
- ・ここ・ほっと巡回相談事業の推進（継続） など

基本施策4 保健・医療の充実

施策指標
①医療やリハビリテーションに満足している障がい者の割合：82.1%⇒86.0%

- ・精神障がい者の地域生活への移行促進（新規）
- ・地域療養支援体制の整備（拡充）
- ・こころの健康づくり対策事業の推進（継続）
- ・医療費助成制度の推進（継続） など

基本施策3 住まいの場の充実

施策指標
①現在の住まいに満足している障がい者の割合：59.5%⇒75.0%
②グループホームの棟数：62棟⇒114棟

- ・グループホームの設置促進（拡充）
- ・地域における生活体験の促進（新規）
- ・住宅への円滑な入居の促進（拡充）
- ・住宅改造支援事業の実施（継続） など

基本施策5 障がい福祉サービス等の充実

施策指標
①障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合：87.5%⇒92.0%
②障がい児福祉サービスに満足している障がい児の割合：78.7%⇒84.0%

- ・福祉用具の給付（拡充）
- ・障がい福祉サービス事業所への指導監査の強化（拡充）
- ・障がい福祉サービス等の充実（継続） など

基本目標3

基本施策1 障がいへの理解促進・差別解消の推進

施策指標
①障がい者のシンボルマーク等の認知度：48.2%⇒61.0%
②障がいのある人に対して、障がいを理由とする差別や偏見があると感じている人の割合：64.3%⇒58.0%

- ・障がい特性に応じた配慮の促進（新規）
- ・地域や企業における障がいへの理解促進事業の充実（継続）
- ・障がい者虐待防止に関する事業の推進（拡充） など

基本施策2 権利擁護の充実

施策指標
①「成年後見制度」を知っている障がい者の割合：46.5%⇒63.0%

- ・障がい者虐待防止に関する事業の推進（拡充）
- ・成年後見制度の周知・啓発の推進（拡充）
- ・法人後見人等の育成の支援（継続） など

基本施策3 バリアフリーの推進

施策指標
①障がい者の各種奉仕員養成講座の修了者数：76人⇒88人

- ・意思疎通支援の充実（拡充）
- ・ICTを活用したコミュニケーション支援の充実（新規）
- ・情報アクセシビリティの向上（継続） など

基本施策4 災害時支援・地域の多様なネットワーク機能の充実

施策指標
①災害時要援護者台帳共有地区数：28地区⇒39地区

- ・障がい特性に応じた防災対策の充実（新規）
- ・自立支援協議会の活動の充実（拡充）
- ・災害時要援護者支援事業の推進（継続） など

第5章 障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の基本理念等

1 計画の基本理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービス等の実施
- (3) 入所等から地域生活への移行や地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

2 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 必要な訪問系サービスの確保
- (2) 希望する障がい者等への中活動系サービスの確保
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援体制の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 相談支援体制の整備
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 協議会等の設置・運営等

4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 地域における支援体制の整備
- (2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援の提供体制の確保

第6章 2020（平成32）年度の目標値（※2、5は新規の目標項目）

入所者の重度化，高齢化，入所期間の長期化を考慮

| 国の基本指針に基づく目標項目 | | 国の目標値 | 市の目標値 | 目標達成に向けた取組 |
|----------------------------|--|---|---|---|
| 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | (1) 平成28年度末時点の施設入所者（396人）のうち、地域生活に移行する者の割合（数） | 9%以上 | 6%以上（24人以上） | <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームの整備促進 ・関係機関等による地域移行が可能な対象者の情報共有 |
| | (2) 平成28年度末時点の施設入所者（396人）と比較した施設入所者の削減割合（数） | 2%以上 | 2%以上（8人以上） | |
| 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム(※) | 障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 | 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 | 自立支援協議会等を活用して保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援の利用が有効と思われる精神障がいのある入院患者についての情報収集，潜在的なニーズの掘り起こしを行い，自立支援協議会等で情報共有 |
| 3 地域生活支援拠点等の整備 | 居住支援と地域支援の一体的機能をもつ地域生活支援拠点等の整備 | 少なくとも1つ以上 | 地域生活支援体制を1つ整備（拠点を体制と表記する） | <ul style="list-style-type: none"> 基幹相談支援センターを中核として，地域の社会資源との機能連携により面的な整備を推進 |
| 4 福祉施設利用者の一般就労への移行 | (1) 平成28年度の一般就労への移行実績（71人）に対する一般就労への移行者数 | 1.5倍以上 | 1.5倍以上（107人以上） | <ul style="list-style-type: none"> ・商工会議所や、ハローワークと連携を図り，就労系事業所とのネットワークを構築 ・本人の希望や状況に応じて，「就労移行支援事業」のほか「就労継続支援A型」「就労継続支援B型」等の障がい福祉サービスの適切な利用を事業所へ周知 |
| | (2) 平成28年度末の就労移行支援事業の利用者数（95人）に対する割合（就労移行支援事業の利用者数） | 2割以上増加 | 2割以上増加（114人以上） | |
| | (3) 就労移行支援事業所のうち，就労移行率が3割を超える事業所の割合 | 5割以上 | 5割以上 | |
| | (4) 各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率 | 80%以上 | 80%以上 | |
| 5 障がい児支援の提供体制の整備(※) | (1) 各市町に児童発達支援センターの設置 | 少なくとも1箇所以上 | 医療型，福祉型ともに2箇所あり，市直営施設を地域の中核的な拠点施設として機能の充実強化を推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの役割である家族支援，地域支援を充実するため，専門職の確保や早期の相談支援から療育支援を切れ目なく継続するコーディネート機能の強化など，支援ニーズや社会環境の変化に対応できる専門機能を充実強化 ・保育所等訪問支援事業の周知啓発に努め，新たな利用を促進 ・医療的ケア児を含む重症児のニーズの把握，適切な支援が提供できる人材及び事業者の育成 ・自立支援協議会や発達支援ネットワーク会議など，既存の組織を柔軟に活用し，医療的ケア児支援のために関係機関の更なる連携強化を推進 |
| | (2) すべての市町で，保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 | 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 | 市直営の事業所を中心に，障がい児の社会適応を促すための支援を推進 | |
| | (3) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保 | 各市町に少なくとも1箇所以上確保 | 利用増に対応できるように，市内の事業所の育成及び支援 | |
| | (4) 各圏域及び各市町において，医療的ケア児支援のための関係機関等が連携を図るための協議の場の設置（平成30年度末までに） | 保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置 | 既存組織，機関を活用し，医療的ケア児支援の協議の場を設置 | |

☆ 塗りつぶしている部分が 障がい児福祉サービス計画に該当する部分

第7章 障がい福祉サービス等の必要量の見込み及び見込量確保のための確保策

| サービス種別 | | 項目 | H30 | H31 | H32 | 見込量確保のための方策 |
|------------|-----------------------------------|------------|--------|--------|--------|--|
| 訪問系 | 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援 | 利用量（時間／月） | 24,869 | 26,724 | 28,758 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者の新規参入の促進やヘルパー養成・研修事業等の充実 本人が選択した生活の場で暮らし続けることができるよう、よりきめ細やかなケアマネジメントを実施 |
| | | 利用人数（人分／月） | 968 | 1,051 | 1,142 | |
| 日中活動系 | 生活介護 | 利用量（人日分／月） | 20,409 | 21,020 | 21,650 | <ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援のほか就労継続支援A・B型等の障がい福祉サービスの適切な利用を事業所へ周知 自立支援協議会就労支援部会において、一般就労への移行に向けて必要な支援を検討するとともに、雇用に関する情報を共有するなど障がい者雇用の促進 短期入所について、引き続き利用者や事業者の意見を聴取し、利用したいときに利用できる環境整備に努める。 |
| | | 利用人数（人分／月） | 1,036 | 1,067 | 1,099 | |
| | 自立訓練（機能訓練） | 利用量（人日分／月） | 93 | 93 | 93 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 6 | 6 | 6 | |
| | 自立訓練（生活訓練） | 利用量（人日分／月） | 499 | 499 | 499 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 29 | 29 | 29 | |
| | 就労移行支援 | 利用量（人日分／月） | 1,789 | 1,875 | 1,961 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 104 | 109 | 114 | |
| | 就労継続支援（A型） | 利用量（人日分／月） | 7,360 | 8,080 | 8,800 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 368 | 404 | 440 | |
| | 就労継続支援（B型） | 利用量（人日分／月） | 12,051 | 12,887 | 13,777 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 677 | 724 | 774 | |
| | 就労定着支援 | 利用人数（人分／月） | 53 | 59 | 64 | |
| 療養介護 | 利用人数（人分／月） | 52 | 52 | 52 | | |
| 短期入所 | 利用量（人日分／月） | 1,320 | 1,399 | 1,478 | | |
| | 利用人数（人分／月） | 150 | 159 | 168 | | |
| 居住系 | 自立生活援助 | 利用人数（人分／月） | 2 | 2 | 2 | <ul style="list-style-type: none"> グループホームの整備促進 地域生活への移行が可能な対象者について、関係機関が情報共有し、個別の状況に応じて必要な支援を検討 地域での生活に必要な生活体験を行うなどの仕組みの検討 |
| | 共同生活援助（グループホーム） | 利用人数（人分／月） | 410 | 435 | 468 | |
| | 施設入所支援 | 利用人数（人分／月） | 392 | 390 | 388 | |
| 相談系 | 計画相談支援 | 利用人数（人分／月） | 598 | 600 | 602 | <ul style="list-style-type: none"> 相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや必要な情報提供 |
| | 地域移行支援 | 利用人数（人分／月） | 2 | 2 | 2 | |
| | 地域定着支援 | 利用人数（人分／月） | 6 | 8 | 10 | |
| 障がい児支援系 | 児童発達支援 | 利用量（人日分／月） | 2,340 | 2,600 | 2,860 | <ul style="list-style-type: none"> 事業所の許認可を行う県との連携強化や事業所への働きかけなどを行い、増加する利用者に対応できるサービスの提供体制を確保 サービス等利用計画の作成や相談支援について、保護者への助言指導や周知啓発 |
| | | 利用人数（人分／月） | 180 | 200 | 220 | |
| | 居宅型訪問支援 | 利用量（人日分／月） | - | 6 | 12 | |
| | | 利用人数（人分／月） | - | 3 | 6 | |
| | 医療型児童発達支援 | 利用量（人日分／月） | 170 | 170 | 170 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 17 | 17 | 17 | |
| | 保育所等訪問支援 | 利用量（人日分／月） | 24 | 26 | 28 | |
| | | 利用人数（人分／月） | 12 | 13 | 14 | |
| | 放課後等デイサービス | 利用量（人日分／月） | 9,810 | 11,970 | 14,130 | |
| 利用人数（人分／月） | | 1,090 | 1,330 | 1,570 | | |
| 障がい児相談支援 | 利用人数（人分／月） | 60 | 80 | 100 | | |

※ 枠線で囲まれたサービスは、法改正により新たに創設されたサービス
 ☆ 塗りつぶしている部分が 障がい児福祉サービス計画に該当する部分

第8章 地域生活支援事業（主な事業）の実施に関する事項

| サービス種別 | | 項目 | H30 | H31 | H32 | 事業内容 | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----|-----|---|---|
| 理解促進研修・啓発事業 | 実施有無 | | 有 | 有 | 有 | 障がい者週間における理解啓発活動、盲導犬ふれあい教室、出前福祉講座、ヘルプカードの配布、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の作製・DVDの配布など | |
| | | | | | | | |
| 成年後見制度利用支援事業 | 利用人数（人／年） | | 3 | 3 | 3 | 審判申立に要する経費や後見人の報酬等を助成 | |
| 手話通訳・要約筆記者派遣事業 | 利用人数（人／月） | | 196 | 233 | 277 | 聴覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣 | |
| 手話通訳者設置事業 | 設置人数（人／年） | | 2 | 2 | 2 | 市役所に来庁する聴覚障がい者等のために障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置 | |
| 移動支援事業 | 利用人数（人／月） | | 403 | 409 | 416 | 屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援 | |
| 訪問入浴サービス | 利用人数（人／月） | | 32 | 32 | 32 | 身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、単身では入浴困難な身体障がい者に対し、訪問により居室において定期的に入浴サービスを実施 | |
| 日中一時支援事業 | 日中支援型 | 利用人数（人／月） | 418 | 418 | 418 | 日中、見守りや日常的な訓練その他必要な支援を行い、障がい児者の活動の場を確保するとともに、保護者の自由な時間の確保 | |
| | | 放課後支援型 | 利用人数（人／月） | 133 | 120 | 108 | 特別支援学校就学中の児童及び生徒を対象とした、家庭や学校以外での社会生活訓練、余暇活動を通じた協調性、社会性等の習得、及び保護者の自由な時間の確保 |
| | | 医療的ケア | 利用人数（人／月） | 49 | 50 | 51 | 医療的ケアを必要とする重症障がい児（者）に対し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他必要な支援、及び保護者の自由な時間の確保 |

第9章 計画の推進

- 1 計画内容の周知・啓発
 市民や団体、事業者、関係機関等の協力を得られるよう、広報紙、ホームページへの掲載など、あらゆる機会を捉えて、効果的な周知と意識の啓発に努める。
- 2 庁内推進体制
 本計画を着実に推進し、障がい者福祉の向上を図るため、保健・医療、教育、雇用に関する市の関係部局と連携しながら事業を推進する。
- 3 庁外推進体制
 医療機関、教育機関、公共職業安定所、障がい者団体等で構成する宇都宮市障がい者自立支援協議会を活用し、サービス提供体制の確保に係る取組や事業の充実に向けた検討を行う。
- 4 PDCAサイクルによる計画の点検・評価
 各事業等の進捗状況などについて、宇都宮市発達支援ネットワーク会議及び宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会等において、意見をいただくとともに、必要に応じ計画の変更や見直し等を行う。